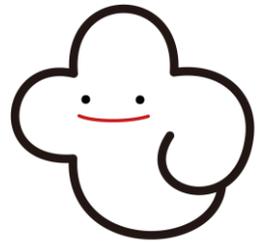


《東京都内で転出・転入された方へ》 令和7年6月22日（日）執行 東京都議会議員選挙のご案内



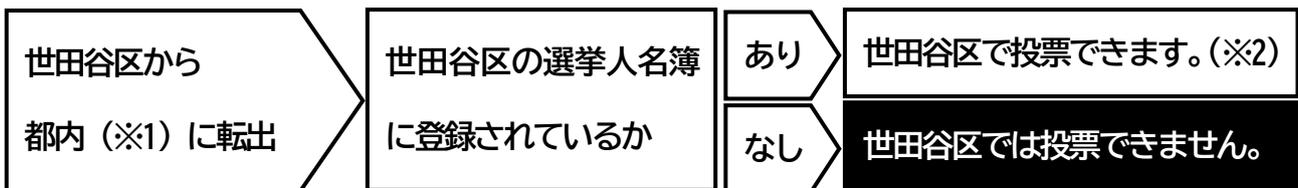
世田谷区 選挙マスコット
“セーボー”

令和7年3月13日（木）以降※に東京都内で転出・転入された方に東京都議会議員選挙の投票方法について以下のとおりご案内します。

※ 国分寺市に転出される方については、令和7年3月15日（土）

世田谷区から都内の他区市町村に転出される方は1（表面）を、都内の他区市町村から世田谷区に転入された方は2（裏面）をご覧ください。

1 世田谷区から都内の他区市町村に転出される方へ



※1 投票日までに都外に転出した場合は、東京都議会議員選挙の投票ができません。

※2 投票する際に「引き続き都内に住所を有することの確認」が必要です。

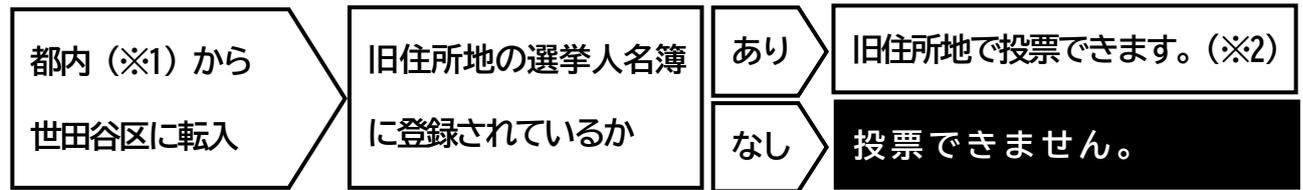
確認方法は次の（1）または（2）のいずれかとなります。

- 投票所で「住民票の写し」や運転免許証、マイナンバーカード等を提示する。**
（世田谷区と転出先両方の住所が記載されているもの）
⇒「住民票の写し」は新住所地に転入届出後、区市町村の窓口でご請求ください。
「選挙用」とお申し出いただければ、無料になります。
- 投票所で「引き続き都内に住所を有することの確認」を申し出る。**
⇒「住民票の写し」等は不要ですが、電話による照会が必要になるため確認にお時間を要します。

なお、投票日までに新住所地からさらに都内の他区市町村に転出した場合の投票方法については、世田谷区選挙管理委員会までお問い合わせください。

⇒裏面に「都内の他区市町村から世田谷区に転入された方」へのお知らせがあります。

2 都内の他区市町村から世田谷区に転入された方へ



※1 令和7年3月13日（木）以降に都外から転入した方は、東京都議会議員選挙の投票ができません。

※2 投票する際に「引き続き都内に住所を有することの確認」が必要です。

確認方法は次の（1）または（2）のいずれかとなります。

- （1）投票所で「住民票の写し」や運転免許証、マイナンバーカード等を提示する。
（旧住所地（名簿登録地）と世田谷区両方の住所が記載されているもの）
⇒「住民票の写し」は「選挙用」とお申し出いただければ、無料で交付します。
- （2）投票所で「引き続き都内に住所を有することの確認」を申し出る。
⇒詳細は旧住所地（名簿登録地）の選挙管理委員会にお問い合わせください。

上記の「住民票の写し」は官公署発行の写真入り証明書等をお持ちの上、次の窓口にご請求ください。

- ・各総合支所くみん窓口（世田谷、北沢、玉川、砧、烏山）
- ・各出張所（太子堂、経堂、用賀、二子玉川、烏山）
- ・くみん窓口、出張所を併設していない各まちづくりセンター
（池尻、若林、上町、下馬、上馬、梅丘、代沢、新代田、松原、松沢、奥沢、九品仏、上野毛、深沢、祖師谷、船橋、喜多見、砧、上北沢、上祖師谷）

※ 窓口で請求せず、マイナンバーカード専用証明書自動交付機やコンビニエンスストア等のマルチコピー機で「住民票の写し」を取得した場合、お支払いいただいた手数料は返金できません。

なお、投票日までに世田谷区からさらに都内の他区市町村に転出した場合の投票方法については、名簿登録地の選挙管理委員会にお問い合わせください。（都外の他区市町村に転出した場合は、投票できません。）

問い合わせ先 世田谷区選挙管理委員会
電話 03-5432-2751
FAX 03-5432-3045